

鎌倉市観光基本計画推進委員会条例

平成27年1月8日

条例第35号

鎌倉市観光基本計画推進委員会条例を、ここに公布する。

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の観光に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鎌倉市観光基本計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市観光基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市の観光に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(観光審議会条例の廃止)

2 鎌倉市観光審議会条例（昭和49年4月条例第3号）は、廃止する。